

機械振興賞でよくあるお問い合わせ

機械振興賞に関し、よくあるお問い合わせをまとめましたので、ご応募いただく際の参考にしてください。

Q：応募に関して申請料等が掛かりますか？

A：機械振興賞は機械産業の振興に資することを目的としており、ご応募に関して申請料などの費用をいただくことはありません。

Q：他の団体の賞を受賞しているのですが、応募できますか？

A：応募可能ですので、是非、ご応募ください。また、国や自治体等の補助金を受けた事業でも応募可能です。ただし、当協会より何らかの資金を受けた業績については、ご相談いただければと思います。

Q：自薦と他薦で評価に違いが出ますか？

A：両者に違いはありません。ただし、推薦いただいている団体では、独自の表彰制度や補助事業を行っているところが多く、申請書の書き方など助言をいただけることも少なくありませんので、選べるのであれば推薦をお勧めします。また、外部の方に見ていただくと、客観的な立場で助言がいただけると思います。

Q：開発開始から3年を少し過ぎているのですが、応募可能でしょうか？

A：「おおむね」とある通り、厳密なものではありません。商品の販売開始時期がこの範囲内と判断できれば、問題ありません。また、新たな改良が加わったことにより、顕著な効果が認められるようになった場合も、その新製品の販売時期を起点としていただいても構いません。波及効果や市場の評価などを確認するにはある程度の期間が必要となりますので、業種や製品によっては3年では短い場合もあるかと思います。判断が難しい場合は、直接、賞事務局までお問い合わせください。

Q：「支援事業は、2年以上継続し、今後も継続が予定されているもの」となっていますが、支援の幅を広げるため名称変更を検討しているのですが、応募可能でしょうか？

A：実際の支援活動が継続していれば、名称変更などは問題ありません。

Q：機械産業界の者ではないのですが、応募できますか？

A：業種による制限はありません。たとえば、電子製品であっても、そこに使われる機械要素に関して新しい工夫があれば対象となりますし、機械要素に対する制御技術等も対象となります。機械産業にとってどのようなメリットがあるのかを、応募申請書にご記入願います。

Q：推薦書にはどの点に注意して書けばよいですか？

A1：できるだけ客観的に判断できるデータを示してください。客観的なデータが示せない場合は、その製品が優れていると考えた理由や根拠を説明してください。

審査を担当する審査委員および幹事には、幅広い分野の知識を持った学識経験が豊富な方をお願いしておりますが、申請された技術が専門外の分野の場合、その技術がその業界で、どのレベルに達しているのかまでは判断しにくい場合があります。審査内容は非公開ですので、競合製品や既存の自社製品との比較等も記載してください。

A2：また、学識経験者であっても、商品化の苦労といった点は理解しにくい場合もありますので、開発にあたって苦労した点や、試作を何度も繰り返したなど、開発でうまくいかなかった点も記述していただくと、開発の難しさを知る上でとても参考になります。

Q：受賞賞金は個人の口座ではなく、会社の口座へ振り込んでいただけますか？

A：機械振興賞の規程では、盾は受賞団体へ贈呈し、賞金は開発担当者へ贈呈することが定められています。誠に申し訳ありませんが、受賞団体口座宛のお振込みは出来かねますので、予めご了承願います。

Q：会社の規程で賞金を受け取ることが出来ないのですが、応募は可能ですか？

A：賞金の受け取りは必須ではありませんので、ご応募いただけます。

Q：開発担当者が大勢いて研究開発担当者（または、支援担当者）の欄が足りません、増やすことは可能でしょうか？

A：機械振興賞は、団体と担当者を表彰する賞ですが、担当者全てが受賞に値する貢献があったと認められる必要があります。担当者を増やす際には、皆さんでよくご相談のうえでお申し込みください。用紙につきましては、複数企業用の用紙をお使いいただければ8名まで記入できます。また、共同開発企業を沢山ご記入されたい場合も、同様にお考え下さい。

その他、判らないことがありましたら、下記、賞事務局までお問い合わせください。

一般財団法人機械振興協会 技術研究所 賞事務局

担当者：畠山 実、坂本 将也

TEL：03-3434-8262

FAX：03-3434-8301

e-mail：prize@tri.jspmi.or.jp